令和８年度札幌市フリースクール等民間施設光熱費高騰対策特別支援金
募集要項

１　給付の目的

この支援金は、不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設の設置者である法人等に対し、光熱費高騰の影響を軽減することを目的に実施するものです。

２　募集期間等

【申請期間】

令和８年７月13日（月）～ 令和８年９月30日（水）

※申請が予算上限に達した場合、その後の申請受付は実施いたしません。

【支援金の額】

令和８年６月１日時点でフリースクール等民間施設に在籍している札幌市に在住または、札幌市内の学校に籍のある小・中学生１人につき**12,000円**。

３　対象事業･対象施設

この支援金の対象となるフリースクール等民間施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1)不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。

(2)複数の児童生徒（札幌市内の小、中学生）を受け入れていること。

(3)フリースクールまたは設置法人等が光熱費（電気・ガス）の支払いをしていること。

(4)令和８年４月１日から令和９年３月31日まで継続してフリースクール事業を実施していること。

(5)札幌市内で民間施設を運営している法人等の団体（学校法人を除く）。

※法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

4　申請方法

以下の書類に必要事項を記載いただき、札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課に郵送、持参またはＥメール（**youth@city.sapporo.jp** ）により提出してください。なお、応募に要する経費は申請者の負担とし、提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。提出いただいた申請書等を基に審査を行い、給付の可否と給付額を決定し、各代表者あてに文書で通知します。支払いは給付決定後銀行口座に振り込みいたします。

※Eメールによる申請の場合は、以下にご注意ください。

20MBを超える容量のメールは担当課で受信できません。

Eメールによる申請後、１週間を経過してもなお担当課より受信確認の応答がない場合はメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。

申請に必要な書類

(1) (様式1)給付申請書兼口座振替申出書
(2) (様式2)団体概要説明書
(3) (様式3)誓約書
(4) 申請する児童が令和8年6月１日時点で在籍していることを確認できる書類
例:団体代表者が発行する在籍証明書、利用児童(保護者)と団体の契約書の写しなど。
※様式は問いませんが、児童の氏名、生年月日、住所、在籍学校、令和8年6月1日時点で在籍していることがわかるようにしてください(下記の札幌市ホームページに掲載している「在籍証明書」をご参照ください)。
(5) フリースクールまたは設置法人等が光熱費(電気またはガス)を支払っていることが確認できる書類
例:電気・ガスの振込票(支払い後のもの)、電気・ガスの検針票＋該当月の支払いがわかる通帳や明細書(請求額と支払額が一致しているもの)など。
※写し(コピー)可。
※申請者(団体)と、電気・ガスの支払者(団体)は原則一致していること。フリースクール等の施設名で支払っている場合は可。
※提出いただくのは、電気またはガスのどちらかでかまいません。令和8年4月以降に支払っていることがわかる書類を添付してください。

※様式のダウンロード場所

本市のホームページ「札幌市フリースクール等民間施設光熱費高騰対策特別支援金」のページに掲載していますので、ご確認ください。

https://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/freeschool_tokubetushien/r8nendo.html

5　実績報告

　給付を受けた団体は、支援金の申請後も運営を継続して事業を実施した旨の報告が必要です。
令和９年３月31日（月）までに、令和８年度札幌市フリースクール等民間施設光熱費高騰対策特別支援金実績報告書（様式６）を提出してください。
　また、事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、給付の翌年度から５年間保管してください。支援金の使用状況等について、必要に応じてヒアリング及び実地調査等を行うことがあります。

6　給付の取消等

　令和８年度札幌市フリースクール等民間施設光熱費高騰対策特別支援金給付要綱第９条第１項の規定により、札幌市補助金等交付規則(令和８年規則第24号)第１７条第１項のいずれかに該当する場合は、支援金の給付決定の取消や、給付額の変更、返還請求を行う場合があります。また、それに伴い申請者が被る損害について、札幌市は賠償いたしません。

【申請・問い合わせ先】
札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課
担当：石山・中島
〒060-0051
札幌市中央区南１条東１丁目　大通バスセンタービル１号館５階
電話：011-211-2947（8：45～17：15まで、土曜日・日曜日・祝日を除く）
FAX：011-211-2971
E-mail:youth@city.sapporo.jp